

岩手県企業局管理規程第8号

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

企業局企業職員給与規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																																																																																																																																																																																												
<p>(給与)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定に基づき育児休業の承認を受けて育児休業をした職員及び同法第10条第1項の規定に基づき育児短時間勤務の承認を受けて育児短時間勤務をした職員の<u>給与等</u>については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）の適用を受ける者の例による。</p> <p>3 地方公務員法第26条の5第1項の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をした職員の<u>給与等</u>については、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号）の適用を受ける者の例による。</p> <p>(級別職務区分)</p> <p>第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="8">行政職給料表に定める級別職務区分</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td>[略]</td> <td>3級</td> <td colspan="6">[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>から</td> <td>[略]</td> <td>次長</td> <td>次長</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8級</td> <td></td> <td>課長</td> <td>課長</td> <td>次長</td> <td>次長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>までの欄に掲げる職以外の職で</td> <td></td> <td>主任</td> <td>[略]</td> <td>(施</td> <td>(施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>主査</td> <td></td> <td>設総</td> <td>設総</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td>合管</td> <td>合管</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>理所</td> <td>理所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>に限</td> <td>に限</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>る。</td> <td>る。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>)</td> <td>)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>相当</td> <td>[略]</td> <td>上席</td> <td colspan="5">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高度</td> <td></td> <td>技術</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>の知</td> <td></td> <td>専門</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	行政職給料表に定める級別職務区分								1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	本庁	[略]	3級	[略]						[略]	事業所	から	[略]	次長	次長	[略]	[略]	[略]	[略]		8級		課長	課長	次長	次長				までの欄に掲げる職以外の職で		主任	[略]	(施	(施						主査		設総	設総						[略]		合管	合管								理所	理所								に限	に限								る。	る。								)	)				相当	[略]	上席	[略]							高度		技術							の知		専門						<p>(給与)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2 企業局企業職員の休暇に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第10号）第2条第2項に規定する休暇を付与された場合において、当該休暇に職員が勤務しなかったときの超過勤務手当については、一般職員の例による。</u></p> <p>3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定に基づき育児休業の承認を受けて育児休業をした職員及び同法第10条第1項の規定に基づき育児短時間勤務の承認を受けて育児短時間勤務をした職員の<u>給与</u>については、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）の適用を受ける者の例による。</p> <p>4 地方公務員法第26条の5第1項の規定に基づき自己啓発等休業の承認を受けて自己啓発等休業をした職員の<u>給与</u>については、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号）の適用を受ける者の例による。</p> <p>(級別職務区分)</p> <p>第3条 級別職務区分は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="8">行政職給料表に定める級別職務区分</th> </tr> <tr> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>8級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td>[略]</td> <td>3級</td> <td colspan="6">[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>から</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>8級</td> <td></td> <td></td> <td>課長</td> <td>次長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>までの欄に掲げる職以外の職で</td> <td></td> <td></td> <td>主任</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>主査</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>特に</td> <td>[略]</td> <td>技術</td> <td colspan="5">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>高度</td> <td></td> <td>専門</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>の知</td> <td></td> <td>員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	行政職給料表に定める級別職務区分								1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	本庁	[略]	3級	[略]						[略]	事業所	から	[略]								8級			課長	次長					までの欄に掲げる職以外の職で			主任	[略]								主査	[略]								[略]						特に	[略]	技術	[略]							高度		専門							の知		員					
区 分		行政職給料表に定める級別職務区分																																																																																																																																																																																																																																											
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																																																																																																																																																																																																																					
本庁	[略]	3級	[略]						[略]																																																																																																																																																																																																																																				
事業所	から	[略]	次長	次長	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																																																																																																					
	8級		課長	課長	次長	次長																																																																																																																																																																																																																																							
	までの欄に掲げる職以外の職で		主任	[略]	(施	(施																																																																																																																																																																																																																																							
			主査		設総	設総																																																																																																																																																																																																																																							
			[略]		合管	合管																																																																																																																																																																																																																																							
					理所	理所																																																																																																																																																																																																																																							
					に限	に限																																																																																																																																																																																																																																							
					る。	る。																																																																																																																																																																																																																																							
					)	)																																																																																																																																																																																																																																							
	相当	[略]	上席	[略]																																																																																																																																																																																																																																									
	高度		技術																																																																																																																																																																																																																																										
	の知		専門																																																																																																																																																																																																																																										
区 分	行政職給料表に定める級別職務区分																																																																																																																																																																																																																																												
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級																																																																																																																																																																																																																																					
本庁	[略]	3級	[略]						[略]																																																																																																																																																																																																																																				
事業所	から	[略]																																																																																																																																																																																																																																											
	8級			課長	次長																																																																																																																																																																																																																																								
	までの欄に掲げる職以外の職で			主任	[略]																																																																																																																																																																																																																																								
				主査	[略]																																																																																																																																																																																																																																								
				[略]																																																																																																																																																																																																																																									
	特に	[略]	技術	[略]																																																																																																																																																																																																																																									
	高度		専門																																																																																																																																																																																																																																										
	の知		員																																																																																																																																																																																																																																										

	識又は経験を必要とするもの	員 副主幹 [略]	
--	---------------	-----------------	--

[略]

(給料の特別調整額)

第4条 給料の特別調整額の支給を受ける職員の職を次の表に掲げるとおり指定する。

職	区分
[略]	
総括課長 <u>事業所（施設総合管理所を除く。）の長</u> 施設総合管理所次長	[略]
[略]	
備考 2種から6種までの欄に掲げる職のうち局長が特に必要と認めるものにあつては、当該職を占める職員に支給する給料の特別調整額をその区分より1種上位の区分を用いて得た額とすることができる。	

(特殊現場業務手当)

第6条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、勤務1日につき、次の表に掲げるとおりとする。

区分	手当の額
[略]	[略]
職務の級4級又は5級の職員	次長、課長、上席技術専門員、主任主査及び技術副主幹 [略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

	識又は経験を必要とするもの	副主幹 [略]	
--	---------------	------------	--

[略]

(給料の特別調整額)

第4条 給料の特別調整額の支給を受ける職員の職を次の表に掲げるとおり指定する。

職	区分
[略]	
総括課長 <u>県南施設管理所長</u> 施設総合管理所次長	[略]
[略]	
備考 2種から6種までの欄に掲げる職のうち局長が特に必要と認めるものにあつては、当該職を占める職員の区分より1種上位の区分とすることができる。	

(特殊現場業務手当)

第6条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、勤務1日につき、次の表に掲げるとおりとする。

区分	手当の額
[略]	[略]
職務の級4級又は5級の職員	<u>担当課長</u> 、課長、上席技術専門員、主任主査及び技術副主幹 [略]
[略]	